

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

大衡村都市建設課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年毎の更新が必要になりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新までの有効期間と申請期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	有効期間	初回更新までの申請期間
～H11. 3. 31	1年	R1. 9. 30～R2. 9. 29
H11. 4. 1～H15. 3. 31	2年	R2. 9. 30～R3. 9. 29
H15. 4. 1～H19. 3. 31	3年	R3. 9. 30～R4. 9. 29
H19. 4. 1～H25. 3. 31	4年	R4. 9. 29～R5. 9. 29
H25. 4. 1～R1. 9. 30	5年	R5. 9. 30～R6. 9. 29

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者宛に、当該年度に通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は**新規申請と同じ3項目**

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（主任技術者免状又は主任技術者証の写し）

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います（参考）

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 業務内容営業時間、漏水修繕、対応工事等
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認用書類（参考）

- ・講習会の受講証等
- ・外部研修の受講証等
- ・配管技能者の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせ先
大衡村都市建設課 上下水道係
TEL：022-341-8516